

保連発0417第2号
平成27年4月17日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公印省略)

国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金の取扱いの一部改正について

標記については、平成23年3月31日保総発0331第1号厚生労働省保険局総務課長通知の別紙「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金取扱要領」（以下「取扱要領」という）により行うこととされていますが、今般取扱要領の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日から適用することとしましたので通知します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内国民健康保険組合に対する周知につき御配慮をお願いします。

◎ 「国民健康保険組合特定健診検査・保健指導国庫補助金取扱要領」新旧対照表
(平成23年3月31日保経発0331第1号厚生労働省保険局総務課長通知別紙)

別添

改正後		現行
別紙	国民健康保険組合特定健診検査・保健指導国庫補助金取扱要領	
第1 省略	第1 省略	別紙
第2 特定健診検査	第2 特定健診検査	国民健康保険組合特定健診検査・保健指導国庫補助金取扱要領
1～2 省略	1～2 省略	
3. 交付申請、実績報告についての留意事項	3. 交付申請、実績報告についての留意事項	
(1) 省略	(1) 省略	
(2) 削除	(2) 削除	
		<生活機能評価をいう。以下同じ。>を同時実施した場合の取扱いについては、 生活機能評価のうち「生活機能チェック」(基本チェックリストを含む。以下 同じ。)のみを同時に実施、又は「生活機能チェック」と「生活機能検査」の 両方を同時に実施した場合は、同時実施したものとみなす。
		(3) 省略
		(4) 省略
		(5) 省略
		(6) 省略
第3～第4 省略	第3～第4 省略	別紙 省略

国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金取扱要領

第1 共通事項

国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金（以下「補助金」という。）の対象は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）に基づき国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が行う特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）とする。

第2 特定健康診査

1. 交付の要件

交付の対象となる特定健康診査は、次の要件に該当するものであること。

- (1) 国保組合が、加入者であって、実施年度において 40 歳以上 75 歳未満の年齢に達する者に対し、実施したものであること。
- (2) 各々の対象者につき、毎年度 1 回の特定健康診査を交付の対象とする。
- (3) 交付の対象となる特定健康診査の項目は、実施基準第 1 条第 1 項に掲げる項目とする。

2. 交付についての留意事項

- (1) 詳細な健診項目（実施基準第 1 条第 1 項第 10 号に規定する項目をいう。以下同じ。）については、医師の判断により実施した場合のみ交付の対象とし、国保組合の判断で一律に追加実施した場合等は交付の対象としない。
- (2) 特定健康診査を実施した後の受診者に対する情報提供のための資料（パンフレット）等に係る経費については交付の対象とするが、受診勧奨の広報、普及啓発用資料等に係る経費については交付の対象としない。
- (3) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令に基づく健康診断を受けた者又は受けることができる者（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 73 条第 1 項第 1 号に規定する組合特定被保険者であって、

従業員である組合員に限る。) については交付の対象としない。また、国保組合がその結果を受領する際に要した費用についても交付の対象としない。

- (4) (3) の場合に、特定健康診査の検査項目が欠損している場合は、国保組合において追加実施する場合もあるが、その項目が他の法令に基づく健診断の項目であれば、その費用は当該法令に基づく実施義務者の負担となるため交付の対象としない。
- (5) 国保組合において、特定健康診査を人間ドック等の追加的に実施される検査と一体的に行なった場合に、特定健康診査のみに要した費用が不明確なときは、特定健康診査を実施した場合であっても交付の対象としない。

3. 交付申請、実績報告についての留意事項

- (1) 詳細な健診項目については、「貧血検査」、「心電図検査」及び「眼底検査」のいずれかを 1 つでも実施した場合は、詳細な健診を実施したものとみなす。
- (2) 国保組合において、人間ドック等の結果により特定健康診査の実施に代える場合や、特定健康診査の他に追加的な検査を実施した場合は、当該検査に要した費用と特定健康診査に係る費用に区分し、特定健康診査に要した経費のみを申請すること。
- (3) 国保組合が特定健康診査を委託して実施する場合において、実施機関における実施形態が集団健診と個別健診のいずれかに該当するのかが判別できない場合は、集団健診により実施したものとみなす。
- (4) 実績報告時に実施形態が個別健診に該当する実施機関がある場合は、別紙「個別健診該当医療機関一覧表」を作成の上、実績報告書に添付すること。
- (5) 交付申請及び実績報告時の特定健康診査に係る対象経費には、実施機関等に対し支出する金額等を計上すること。

第3 特定保健指導

1. 交付の要件

交付の対象となる特定保健指導は、次の要件に該当するものであること。

- (1) 特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導対象者（実施基準第4条で定める特定保健指導の対象者をいう。以下同じ。）と判定された加入者に対し実施したものであること。
- (2) 交付の対象となる特定保健指導は、実施基準第7条及び第8条に掲げる保健指導とする。

2. 交付についての留意事項

- (1) 特定保健指導の実施期間中、利用者が被保険者資格を喪失した場合や利用者が参加しなくなった場合（途中終了）については、途中終了までに要した費用を交付の対象とする。
- (2) 特定保健指導の対象とならない者に対し国保組合が自主的に行う保健指導については交付の対象としない。

3. 交付申請、実績報告についての留意事項

交付申請及び実績報告時の特定保健指導に係る対象経費には、実施機関等に対し支出する金額等を計上すること。

第4 その他

1. 対象経費に関する留意事項

- (1) 補助金は、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助するものであることから、次のような経費は、交付の対象経費として認めない。
 - ・特定健康診査に用いる医療機器や器具の購入経費
 - ・特定健康診査等の実施者のための研修経費
 - ・特定健康診査等に従事しない職員（保健師、管理栄養士等）の人件費等
 - ・特定健康診査等に係るデータの管理システム（電子計算機を含む）や

集計ソフト等に要する経費

・特定健康診査等の決済及び支払の代行に係る経費

(2) 特定保健指導を実施する上で、必要な備品の購入等に要する経費については対象経費として認めるが、それらについては当該事業において効果的かつ専的なものとすること。

(例：体脂肪計、血圧計、フードモデルなどの教材等)

(3) 補助金の対象年度と同じ会計年度の支出が補助金の対象となること。

一閩機療當該診別健個